○国土交通省令第八十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十五条及び第四十七条並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第一条第二号から第五号までの規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成三十年十一月九日

国土交通大臣　石井　啓一

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則

（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第一条　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあっては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

一　当該土地を現に占有する者

二　当該土地に関し所有権以外の権利を有する者

三　当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者

四　令第一条第五号に規定する措置をとってもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者

五　当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあっては、都の知事）

六　当該土地の地籍調査票を備えると思料される都道府県の知事又は市町村の長

七　当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置かれている市町村の長

八　当該土地が森林の土地である場合においては、その林地台帳を備えると思料される市町村の長

九　当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地である場合においては、国土交通大臣が定める者

十　当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者

イ　親族

ロ　当該土地の所有者と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料される場合であって、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長

十一　当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者

イ　当該法人の代表者

ロ　当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人

ハ　イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長

（土地の所有者と思料される者が記録されている書類）

第二条　令第一条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ　住民基本台帳

ロ　戸籍簿又は除籍簿

ハ　戸籍の附票

二　当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（当該法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体である場合にあっては、地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第二十一条第二項に規定する台帳）

2　令第一条第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、前項第一号イからハまでに掲げる書類

二　当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿（土地の所有者を特定するための措置）

第三条　令第一条第五号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一　当該土地の所有者と思料される者（未成年者である場合にあっては、その法定代理人を含む。次号において同じ。）に対する書面の送付

二　当該土地の所有者と思料される者への訪問

（土地所有者等関連情報）

第四条　法第三十九条第一項の国土交通省令で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

（都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第五条　法第三十九条第二項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した情報提供請求書を土地所有者等（法第三十九条第一項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）を知る必要がある土地（以下「対象土地」という。）の所在地を管轄する都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。

一　請求者の氏名又は名称及び住所

二　対象土地の所在及び地番

三　事業の種類及び内容

四　土地所有者等関連情報の提供を求める理由

五　前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあっては、第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。

一　請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）

二　対象土地の登記事項証明書

三　事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書

四　前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五　土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

六　請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次条第三項第六号において「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第六条　地域福利増進事業等（法第三十九条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下この項において同じ。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（国の行政機関の長等を除く。以下この条において「請求者」という。）は、その必要性を証する書面の交付を対象土地の所在地を管轄する市町村長に求めることができる。